

15 市税のよくある質問

1 個人市民税

● 昨年亡くなった方の市民税は？

Q

父が昨年死亡しましたが、昨年中に父が得た収入に対して、市民税は課税されるのでしょうか。

A

市民税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して、その住所地の自治体が課税することとなっています。
昨年中に死亡された方に対しては、今年度の市民税は課税されません。

● 住民票を異動する手続きがおくれました。納税する自治体は？

Q

昨年8月にA市からB市へ転出しましたが、住民票は今年の2月に移しました。今年度の住民税はA市、B市のどちらで課税されますか。

A

原則は、住民基本台帳に記載されている自治体で課税することとされていますが、実際にB市に住んでいる場合は、B市で課税されることとなります。

● 退職した翌年にも市民税の納税通知書が届きましたが・・・

Q

退職した年に退職金から市民税が差し引かれましたが、翌年にも納税通知書が送られてきました。なぜですか。

A

退職所得に対する市民税は、退職手当が支払われる際に徴収され、支払者を通じて市町村に納入されます。退職所得以外の所得は、翌年に納めていただくこととなります。
従いまして、退職時までの給与等に対する分と思われる。

● 会社が変わっても引き続き市民税を給与から引き落とししてほしいのですが？

Q

今まで働いていた会社を辞め、ほかの会社で勤めることになりました。新しい会社でも引き続き市民税を給与から引き落としにしたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A

勤めていた会社の給与担当者の方に転勤の異動届出書を新しい会社に送付するよう依頼してください。新しい会社から送られてきた異動届出書に必要な事項を記入し、市役所へご提出いただけます。
市民税の給与引き落とし処理をした後、通知書を新しい会社へ送付いたしますので、お受け取りください。

● 転職した場合、何か手続きは必要ですか？

Q

転職した場合の所得税、市民税に関する手続きは何かありますか。

A

会社員の方が転職した場合、退職時に渡される源泉徴収票を転職先の会社に提出し、その年の所得税の年末調整をすることとなります。
原則として就職先の会社から市へ給与支払報告書が送付されますので市民税の申告は必要ありません。

● 昨年から国外に居住しているが・・・

Q

昨年12月から海外で居住しています。今年度も市民税は課税されるのでしょうか。

A

市民税は毎年1月1日現在、住所のある（住民票のある）自治体で課税されるため、住所が国内にない場合は課税されません。ただし、出国期間や出国中の居住状況等から国内に住所があると判断された場合は、出国中でも海外に転出する前の自治体に住所があるものとみなされ、課税されます。

● 年金からの引き落としが中止になるのは？

Q

公的年金からの引き落とし（特別徴収）が中止され、納付書が届きました。どうしてですか？

A

年の途中に、死亡、転出、公的年金等に係る住民税額の変更、介護保険料の特別徴収の中止などがあった場合、公的年金からの引き落としが中止になります。このような場合、ご自身で納めていただく必要があるため、納付書をお送りしています。

● 公的年金の収入が400万円以下なので、申告は不要ですか？

Q

公的年金の収入が400万円以下のため、税務署で申告不要といわれましたが、市民税申告は必要ですか。

A

昨年中受け取った公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、扶養親族や医療費、社会保険料等の控除の追加がある場合は、市民税申告が必要です。

● 個人市民税は他の自治体に比べて高いのですか？

Q

調布市の市民税は、ほかの自治体よりも高いのでしょうか。

A

市民税の算出方法は、どの自治体も同じです。地方税法で定められていることから、調布市を含め、ほとんどの自治体が標準税率を採用しています。このため、住んでいる市町村によって税額が異なることはほぼありません。

● 特別徴収しなければならないのでしょうか？

Q

従業員から普通徴収で納めたいと言われていますが、特別徴収しなければなりませんか。

A

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、特別徴収しなければなりません。したがって、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。

● ふるさと納税の控除の上限額について・・・

Q

故郷の自治体へ寄附をしたいのですが、控除の上限額まで、いくら寄附できますか。

A

受けられる寄附金控除の額には上限があり、ふるさと納税を行った方の収入や他の控除等の状況によります。調布市ホームページからふるさと納税の上限額等を試算することができますので、ご利用ください。

2 固定資産税

● 評価替えとは？

Q

固定資産の評価替えとは何ですか。

A

固定資産税は、固定資産の価格（適正な時価）を課税標準として課税されるものです。

本来であれば、毎年度、価格を見直すのが理想ですが、実務的に困難などの理由から、土地と家屋については3年ごとに価格を見直す制度がとられています。

この意味から評価替えは、3年間の価格の変動に対応し、均衡のとれた適正な価格に見直す作業と言えます。

● 地価が下がっているのに土地の税額が上がるのは？

Q

地価が下落しているのに、税額が上がるのはなぜですか。

A

土地に係る固定資産税は、評価額が急激に上昇した場合でも、税負担の上昇を緩やかなものになるよう、負担調整措置が講じられています。

地価が下落するなかで、税負担が上昇する土地は、本来の課税標準額に比べ、現在の課税標準額が低いため、負担調整措置により本来の課税標準額に向けた是正過程にあるものです。

● 土地の税額が急に高くなったのは？

Q

私は令和4年10月に住宅を取壊しましたが、土地について令和5年度分の税額が急に高くなっています。なぜでしょうか。

A

土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され税額が軽減されます。

しかし、住宅の滅失やその住宅としての用途を変更すると、この特例の適用対象から外れることとなります。

なお、土地・家屋の所有者が建替え後も原則として同一であれば、住宅建替え中の土地に対しても「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用できる制度もあります。

● 土地の課税標準額の特例措置とは。

Q

住宅用地について、課税標準額の特例措置が設けられているとのことですが、詳しく教えてください。

A

住宅用地は、その税負担を軽減する目的から、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて課税標準額の特例措置が設けられています。

住宅用途で住宅1戸につき200㎡までの部分を「小規模住宅用地」、それ以外の住宅用地を「一般住宅用地」とし、特例措置を適用した額（本則課税標準額）は前者の固定資産税が価格×1/6、都市計画税が価格×1/3、後者の固定資産税が価格×1/3、都市計画税が価格×2/3となります。

● 私有地でも公共の用に供している道路は非課税になる？

Q

自己の所有する土地の一部が「公共の用に供する道路」として使用されている場合、非課税になりますか。

A

次の条件を満たしている場合、1月31日までに、市所定の固定資産非課税申告書及び道路部分の地積が確認できる実測図（地積測量図）を提出し、認定を受ければ、次年度の課税から非課税の取扱いとなります。

（非課税の条件）

- 1 使用上の制約を設けず、不特定多数の方が利用していること
- 2 幅員は、原則として1.8メートル以上であること
- 3 起点・終点が公道に接していること。ただし、行き止まりの私道の場合でも、2棟以上の家屋が建ち並び、不特定多数の方が利用しており、客観的に道路として認定できるもの
- 4 求積図等によって、道路部分が特定されているもの。なお、分筆されている場合や既に非課税となっている道路は、申告の必要はありません。

● 年途中で土地・家屋の売買があった場合は？

Q

私は令和4年11月に所有地及び所有家屋の売買契約を締結し、令和5年3月に買主への所有権移転登記を済ませました。令和5年度の固定資産税は誰に課税されますか。

A

令和5年度の固定資産税は、あなたに課税されます。

地方税法の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在、登記簿に所有者として登記されている人に対し、当該年度分の固定資産税を課税することになっているからです。

● 家屋の税額が急に高くなったのは？

Q

令和元年9月に住宅を新築しましたが、令和5年度分から急激に税額が上がったのはなぜですか。

A

新築住宅に対しては、一定の要件にあたる時は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分）に限り、税額が2分の1に減額されています。

この適用期間が終了したことによるものと考えられます。

● 家屋が老朽化していくのに評価額が下がらないのは？

Q

昭和40年代に建築された建物ですが、年々老朽化していくのに、評価額が下がらないのはなぜですか。

A

家屋の評価額は、評価の対象となった家屋と同一のものを評価替えの時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費に家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価などをあらわした「経年減点補正率」を乗じて求めます。

ただし、その価格が前年度の価格を超える場合は、通常、前年度の価格に据え置きます。

建築年次の古い家屋の一部には、過去に建築費の上昇が続くなか、評価額が据え置かれてきていることもあって、経年減点補正率を加味した評価額であっても、以前から据え置かれていた評価額を下回るまでには至らず、評価額が下がらないといったことがあります。

● 前年度と比較して償却資産の増加、減少がない場合でも申告は必要？

Q

前年度と比較して、資産の増加、減少がない場合でも申告の必要はあるのでしょうか。

A

前年度と比較して、資産の増加、減少がない場合でも、償却資産を保有している限り申告の義務があります。

● 現在稼働していない償却資産の申告は？

Q

現在稼働していない償却資産も申告の必要があるのでしょうか。

A

活動を休止している、いわゆる遊休資産であっても、その休止期間中に必要な維持管理や補修が行われており、いつでも稼働して事業の用に供することができるものについては、申告の対象となります。

● 調布市内に営業所があるが本社は他市にある場合の償却資産の申告先は？

Q

調布市内に営業所がありますが、本社は他市にある場合、本社のある市に申告書を提出してよいですか。

A

固定資産税は、資産の所在する市町村へ申告することになります。
調布市にある償却資産は調布市へ申告を行ってください。

● リース資産は誰が申告する？

Q

リース会社から資産を借りている場合は、どちらが申告すべきですか。

A

リース会社などから借りている資産で所有権がリース会社になっている場合は、リース会社が申告することになります。
ただし、割賦購入で代金の完済していない資産については、申告対象者は買主となります。

3 軽自動車税

- バイクが盗難にあいました。手続きをどのようにすればいいですか？

Q

バイクが盗難にあいました。このまま課税がされるのでしょうか。

A

原付バイクの場合、警察へ届出を行い、届出の内容（受理番号、届出警察署、届出年月日、被害年月日）を市役所へ申告いただき、廃車の手続きを行うことで、課税されなくなります。125ccを超えるバイクの廃車手続きは、運輸支局となります。

- バイク・軽自動車を譲ったのに税金の通知がきたのはなぜですか？

Q

友人にバイクを譲ったのに、税金の通知がきたのはなぜですか？友人と連絡がとれず、困っています。どのような手続きをすればいいのでしょうか。

A

譲り受けた方が名義変更等の手続きをしていないことが考えられます。原付バイクは、市役所市民税課へ理由等を記載した申立書を提出いただくことで、廃車手続きができる可能性があります。市役所市民税課までご相談ください。125ccを超えるバイクは運輸支局で、軽自動車は軽自動車検査協会で手続きしてください。

- 軽自動車等の所有者（納税義務者）が死亡した時の手続きについて

Q

軽自動車等の所有者が死亡しました。税金は支払う必要があるのでしょうか。

A

軽自動車税は毎年4月1日現在、車両を所有している人に対して課税される税金です。所有者が死亡した場合は、できるだけ速やかに名義を変更するか、使用しない車両であれば廃車手続きを行うことで、翌年度の税金を止めることができます。

- 車検用の納税証明書をなくしてしまった

Q

車検に必要な継続検査用納税証明書をなくしてしまいましたが、どうしたらよいのでしょうか。

A

納税通知書に付いている納税証明書をなくされた場合、市役所納税課で継続検査用（車検用）納税証明書を取得することができます。なお、発行手数料は無料です。

- 転出したのですが、バイクを所有している場合、手続きは必要ですか？

Q

調布市から、転出したのですが、バイクを所有しています。何か手続きは必要でしょうか。

A

原付バイクは、常に保管する場所（定置場といいます。）の自治体の標識をつけることが義務づけられています。転出した場合は、標識・標識交付証明書・印鑑・運転免許証をお持ちになって転出先の自治体で手続きをお願いします。

- 特定小型原動機付自転車（電動キックボード）とは？

Q

令和5年7月1日から新標識の交付が始まった特定小型原動機付自転車の要件を教えてください。

A

原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とし、次の要件をすべてを満たすものをいいます。

- ・原動機の定格出力が0.60キロワット以下
- ・長さ1.9メートル以下
- ・幅0.6メートル以下
- ・最高速度が20キロメートル毎時以下

4 その他

● 税金の納付について

Q

市税を納め忘れていたら督促状がきました。どうすればいいのですか。

A

それぞれの税目・納期ごとに納期限が決められています。
この納期限までに税金が納められていない場合、納付書が付された督促状を送付しますので、そちらで、ご納付ください。
なお、口座振替を利用することで、納付忘れを防止することができます。直接納付窓口へ行く必要もなく大変便利です。是非ご利用ください。

● 納税の相談について

Q

納税通知書が届きましたが、納期限までに納付できません。どうすればいいのでしょうか。

A

納期限前までに納税についてご相談ください。一定の要件に該当すれば、分割で納付できます。
納期限が過ぎると、日数により延滞金が増算されます。
督促状が送付され、それでもご連絡やご相談がない場合は、滞納処分が行われることとなります。

● 証明書の交付について

Q

平日に市役所へ行くことができません。郵送による証明書の交付は可能ですか。

A

窓口に来られない方は、郵送による申請ができます。

【必要書類】

- 1 申請書（ホームページからダウンロードできます）
- 2 返信用封筒（切手貼付、宛名記入）
- 3 郵便局の定額小為替1通につき200円
- 4 本人確認ができる資料の写し

【申請書記載事項】

- 1 調布市の住所、現住所、氏名、生年月日、日中連絡可能な電話番号
- 2 必要な証明の種類、年度、枚数

● 証明書の交付について

Q

マイナンバーカードを持っていますが、コンビニエンスストアで税証明書の交付は受けられますか？

A

現在、所得証明書、課税（非課税）証明書、納税証明書をコンビニで取得できます。
なお、取得できる証明書は最新年度分のみとなりますので、ご注意ください。

- 1 利用時間／午前6時30分から午後11時まで（土・日・祝日も利用可）
- 2 利用できる方／1月1日時点で調布市に住民登録があり、コンビニ交付利用時に市内に住民登録のある方
- 3 必要なもの／マイナンバーカード及び利用者証明用電子証明書の暗証番号
- 4 手数料／1通につき200円

● 証明書の交付について

Q

児童手当用の所得証明書は発行できないのですか？

A

調布市では所得証明書、課税（非課税）証明書を発行しています。
証明書の証明項目は同一内容で、住民税が課税か非課税か、または住民税の申告により収入の申告をしているか、被扶養者であるかにより発行する証明書の種類が異なります。
調布市の所得証明書、課税（非課税）証明書のどちらかを取得していただければ、児童手当の申請時の添付書類としてご利用できます。

16 用語解説

あ行

青色申告	所得税の確定申告制度のうちの一つで、一定の帳簿書類を備え付けて所定の取引を記録し、その書類を保存することによって、税金優遇などの特典を受けられる制度。 青色申告による場合には、提出期限までに「青色申告承認申請手続」を所轄税務署長に提出する必要があります。
アプリ収納	スマートフォンで納付書に印刷されているバーコードを読み取ることにより納付することができるサービスです。利用には、スマートフォンに決済アプリをインストール後、必要事項を登録し、納付に必要な金額をチャージする必要があります。 調布市では令和4年1月に導入しました。
オンライン申請	スマートフォンとマイナンバーカードを使用して本人確認を行い、交付手数料と郵送料をクレジットカードでお支払いいただく電子申請サービスです。申請していただいた税証明書は、ご自宅に郵送で届くため、市役所等への来庁が不要です。

か行

課税状況調べ	「市町村税課税状況等の調」の通称で、総務省が、地方自治法第252条の17の5第1項に基づき、毎年7月1日における全市町村の課税の状況等を集計編さんする調査のことをいいます。
課税標準	1 個人の場合 住民税の所得割の課税標準は、「所得金額－所得控除」の算式により求めます。これに税率を乗じることによって税額を算出することになります。 2 法人の場合 法人税額又は個別帰属法人税額が課税標準とされます。 3 固定資産の場合 原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、住宅用地のように特例措置や土地の負担調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。
キャッシュレス決済	クレジットカード、電子マネー、QRコード決済等により現金を使わずに支払いをすることです。 調布市では令和3年9月に導入し、課税（非課税）証明書、所得証明書、納税証明書、住民票等の交付手数料の支払いに、キャッシュレス決済が利用できるようになりました。
旧3級品	次の6銘柄の紙巻たばこをいいます。 ①わかば、②エコー、③ゴールデンバット、④うるま、⑤しんせい、⑥バイオレット 日本の紙巻煙草は原料葉タバコの質によって1級から3級までの等級に分かれていました。「製造たばこ定価法」の廃止に伴い、1級品と2級品の区分は廃止・統合されましたが、紙巻煙草は「旧3級品」だけは廉価に買える煙草として残されました。 ※平成30年度税制改正により、令和元年10月1日に特例税率が廃止されました。 ※沖縄専売の「うるま」を除き、他の5銘柄は紙巻たばこの銘柄としては廃止されています。
均等割	所得金額の大小を問わず均等の額によって課される住民税 ⇨所得割（個人住民税）、法人税割（法人住民税） 個人住民税均等割 平成26年度から令和5年度（道府県民税1,500円・市町村民税3,500円） 平成25年度まで（道府県民税1,000円・市町村民税3,000円） ※平成26年度から令和5年度までの間、地方公共団体が実施する防災の施策に必要な財源確保のため、臨時的に個人住民税の均等割の税率が引き上げとなっています。
勤労学生	勤労学生とは、その年の12月31日の現況で、次の3つの条件のすべてに当てはまる人です。 1 給与所得などの勤労による所得があること 2 合計所得金額が75万円以下で、かつ1の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下であること 3 特定の学校の学生、生徒であること (1) 学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校など (2) 国、地方公共団体、学校法人等により設置された専修学校又は各種学校のうち一定の課程を履修させるもの (3) 職業能力開発促進法の規定による認定職業訓練を行う職業訓練法人で一定の課程を履修させるもの
国・都支出金	国（都）が行うべき事業を市へ委託する場合や市が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもので、その目的、性格により負担金、補助金、委託金に分類されます。
繰入金	市の他会計や基金からの繰入金で、主なものに特別会計における決算剰余金を一般会計に繰り入れる特別会計繰入金等があります。
繰越金	市に決算剰余金を翌年度に繰り越して使用するものです。
クレジット収納	モバイルレジや納付専用のサイトにアクセスして納付することができるサービスです。 調布市では令和4年4月に導入しました。

決算	一会計年度の歳入歳出予算の執行実績を決算といいます。 地方公共団体の決算は、会計年度（4月1日から3月31日）の終了後において作成し、監査委員の審査に付した後、議会の認定を経ることで確定します。
決算剰余金	決算は、歳入（収入）予算を上回って収入した額や、歳出（支出）予算の不用となった額（未執行額）が生じるため、収入済額が支出済額を上回ることが通常です。 この差額のことを決算剰余金といいます。
決算統計	「地方財政状況調査」の通称で、総務省が毎年度実施している各地方公共団体の普通会計を基本に実施する決算分析調査のことをいいます。
減免	災害にあったときや生活扶助を受けているときなど、市税を納めるにあたって困難な事情により、地方団体がその租税債権の全部又は一部を放棄し、消滅させる処分を行うことによって、納税義務を解除するものです。
口座振替	金融機関の預金（貯金）口座から、税金や公共料金（電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金他）などの支払いを自動引落しするサービスのことです。
鉱泉浴場	原則として温泉法第2条に規定する温度、物質を有する温泉を利用する浴場のことです。 （同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等社会通念上鉱泉浴場として認識されるものも含まれます。）
国有資産等所在市町村交付金	国や都道府県等地方公共団体が交付金を交付する年度の前年3月31日現在で所有する固定資産のうち、使用の実態が民間の所有のものに類似しているものについて、その固定資産が所在する市町村に対して、地方税法で定める固定資産税の代わりに交付される交付金のことです。
コンビニ収納	税金を納める方法のひとつで、コンビニエンスストアが料金徴収を代行すること。 最寄りのコンビニエンスストアから納めることができるため、利便性の高い納税方法となっています。
コンビニ交付	マイナンバーカードを利用して市区町村が発行する住民票の写しや印鑑登録証明書、課税証明書等が全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機から取得できるサービスのこと。 市区町村の閉庁時間である早朝、夜間、土日祝日でも証明書を取得することができます。

さ行

催告	納期限を過ぎても未納となっている方に対して送付される通知のこと。 法律に規定はありませんが、督促状を発しても完納されない場合に、納付・納入を促すために発送します。
差押	法に基づいて滞納がある方の財産（預金など）について強制処分をすることです。 差押えられた財産は取立等の手続きにより滞納市税に充てられます。
市街化区域	都市計画区域の1つ。すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域。⇨市街化調整区域
事業専従者	青色申告・白色申告を行う個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、年間6か月以上その事業にもっぱら従事している人。
市債	公共建築物の整備などで単年度に多額な資金を要する場合の財源調達として、国や東京都などから長期で返済することを条件で借り入れる資金（借金）のことをいいます。
資産課税	個人や法人の資産や財産に対して課税することをいいます。 これには、固定資産税や都市計画税、軽自動車税が該当します。
執行停止	滞納者に一定の事由があると認められる場合に、強制処分の手続を停止することです。
充当	市税を二重に納めた場合、または確定申告等により納付後に税額が減額になった場合は、納め過ぎになった市税（過誤納金）をお返しします（還付といえます）。 ただし、納期限を過ぎて未納となっている市税や延滞金がある場合は、そちらに充当したあと、差額を還付します。
所得	収入（年収）から必要経費を差し引いたものをいい、税額計算をする基礎となります。
所得課税	個人や会社の利益（所得）に対して課税することをいいます。 これには、個人市民税や法人市民税が該当します。
所得控除	納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めするために所得金額から差し引くことになっているものです。 ①雑損控除②医療費控除③社会保険料控除④小規模企業共済等掛金控除⑤生命保険料控除⑥地震保険料控除⑦障害者控除⑧寡婦控除⑨ひとり親控除⑩勤労学生控除⑪配偶者控除等があります。
所得割	所得割は前年の所得金額に応じて課税されます。⇨均等割
白色申告	所得税の確定申告制度の1つで、青色申告を申し込んでいない人の税金の申告方法。 青色申告のように煩雑な帳簿作成の義務がない代わりに、青色申告で可能となる特別控除等の特典を受けることはできない仕組みとなっています。
税額控除	税額を算出したあとに、その税額から差し引く額のことです。住民税には①配当控除②外国税額控除③寄附金税額控除④住宅借入金等特別税額控除⑤調整控除⑥配当割額・株式等譲渡所得割額の控除があります。

た行

滞納処分	納期限を過ぎても完納されない場合に、徴収権者として差押えなどの行政処分を行うことです。
地方交付税	地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう、一定の基準により国が交付する税をいいます。
地方税共通納税システム	令和元年10月から地方税共通納税システムが全国一斉に開始されました。これは、事業者等がe-LTAXを通じて地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて簡単な操作で一斉に納税ができるシステムで、各自治体に個別に納付していた従来と比べ、高い利便性が期待できます。現在、市・都民税（特別徴収）、法人市民税が対象となっています。
定置場	運行しないときに主に駐車する場所でありとなります。 ・個人所有の場合は住所地または自動車検査証（車検証）に記載された使用の本拠地となります。 ・法人所有の場合はその車両を使用する事務所などの所在地となります。
督促	納税者等が納付・納入すべき税を納期限までに完納しない場合、その納付・納入の履行を請求するために発送する通知です。
都市基盤整備事業基金	総合的な交通体系の確立を目的とする基盤施設の整備事業のための資金をいいます。
都市計画事業	都市計画に定められた道路・公園・下水道などの都市施設の整備に関する事業、および健全な市街地の形成を目的とした土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地開発事業をいいます。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、土地区画整理法に基づいて、道路・公園・河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業をいいます。

は行

評価替え	3年に1度行われる固定資産（土地・家屋）の評価額の見直しのことです。資産価格の変動に対応し、評価額を適正な価格に見直す作業のことをいいます。これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平を図ることになります。
賦課期日	税が課せられる基準となる日のことで、個人住民税、固定資産税等は1月1日、軽自動車税は4月1日となっています。
不納欠損	滞納処分の執行停止から3年経過したものや徴収権の消滅時効などにより、滞納税が徴収できなくなったとして、その調定の金額を消滅させることです。
扶養親族	配偶者以外の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）か都道府県知事から養育を委託された児童または市町村長から養護を委託された老人で、納税者と生計を一にし、年間の合計所得金額が48万円以下の事業専従者ではない人。
ふるさと納税	ふるさとや、お世話になった自治体などを「寄附金」という形で応援していただく制度です。自分の生まれ故郷に限らず、応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となります（令和元年6月1日から、ふるさと納税の対象となる自治体は総務大臣が指定することとされ、指定を受けない自治体への寄附金は、ふるさと納税の対象外となります）。自治体に対してふるさと納税をすると、ふるさと納税額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されます。
Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス	納税課窓口で申請書記入後、専用端末に金融機関キャッシュカードの読取と暗証番号入力だけで簡単に手続でき、金融機関の口座届出印認証が不要で、即日口座振替登録ができる便利なサービスです。調布市では平成24年度に導入しました。
Pay-easy（ペイジー）収納サービス	税金や公共料金、各種料金等の支払いを金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコンやスマートフォン、ATM等から支払うことができるサービスです。調布市では令和2年1月に導入しました。

ま行

モバイルバンキング	金融機関の店舗に出向かなくても、各種取引や各種手続等がスマートフォンやインターネット等から利用できるサービスのことをいいます。
モバイルレジ	納付書のバーコードをモバイル端末（スマートフォン、タブレット等）で読み取り、モバイルバンキング等を利用して税金や公共料金、各種料金等を納付するサービスです。利用には、モバイルバンキングやネットバンキングの登録と専用アプリのダウンロードが必要です。

や行

予算	一会計年度の歳入歳出予算の収入支出の見積りのことを予算といいます。
----	-----------------------------------

わ行

ワンストップ特例	ふるさと納税による寄附金の税額控除を受けるためには、確定申告又は個人住民税の申告を行う必要がありますが、ふるさと納税を行った自治体に申請書を提出することで、それらの申告が不要になる制度です。
----------	---

「令和5年度 市税概要」について ご意見等をお寄せください。

皆さんからのご意見等を生かし、今後も調布市の市税について、わかりやすく、見やすい冊子となるよう、内容の充実を図っていきます。
ご意見等ありましたら、電子メールで送信いただきますようお願いいたします。
(電子メールアドレス等は下記に掲載しています。)

登録番号
(刊行物番号)

2023-104

令和5年度 市税概要 東京都調布市

発行日 令和5年8月発行

発行 東京都調布市

編集 東京都調布市市民部市民税課・資産税課・納税課

[連絡先 市民部市民税課諸税係(市役所3階)]

〒182-8511 調布市小島町2丁目35番地1

TEL 042-481-7191

E-mail siminzei@city.chofu.lg.jp

印刷 庁内印刷

本紙は、古紙配合の再生紙を使用しています。